

一般競争入札の実施（公告）

大橋バス停外219か所交通信号機点検について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年5月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

大橋バス停外219か所交通信号機点検

(2) 業務の内容

仕様書による。

(3) 業務場所

諫早市下大渡野町外

(4) 業務期間

契約締結日から120日間

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札の参加者の資格等（令和7年5月28日付け（告示））に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から10の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札日までの間において「長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領」（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団等排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) 長崎県内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(7) 建設業法における電気工事業の主任技術者を配置できる者

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課 (契約係)

(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

(電話) 095-820-0110 内線2235

(提出期限) 令和7年6月13日(金)までの間(県の休日を除く。)の午前10時から午後5時までとする。

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(1) 契約担当

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課 (契約係)

(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

(電話) 095-820-0110 内線2235

(2) 業務担当

(名称) 長崎県警察本部交通部交通規制課 (信号係)

(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

(電話) 095-820-0110 内線5193

6 契約条項を示す場所

5の(1)の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和7年6月24日(火)午後5時までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の(1)の部局等とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書の写しを入札執行者に提示すること。

10 入札の日時及び場所

(日時) 令和7年6月25日(水) 午後1時30分

(場所) 長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階入札室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積った契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法

人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格がない者が入札したとき。

(2) 暴力団等排除に関する事務処理要領に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づく排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は、入札説明書による。

一般競争入札の参加者の資格等(告示)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年5月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

大橋バス停外219か所交通信号機点検

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく、電気工事業に係る建設業の許可を有していない者
- (4) 工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等(昭和53年12月8日長崎県告示第975号)に基づく入札参加資格を有していない者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) この告示の日から入札の期日までの間において「長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領」(令和5年2月17日付け崎組(暴排)第7号)に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、
(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 建設業法第3条の規定に基づく電気工事業に係る建設業の許可の有無
 - イ 工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等に基づく入札参加資格の有無

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年6月13日(金)までの間(県の休日を除く。)の午前10時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県警のホームページ

ーじから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。

ア 建設業法第3条の規定に基づく、電気工事業に係る建設業の許可を証する書類

イ 誓約書

ウ 印鑑届(様式第2号)

エ 口座振替申込書(様式第3号)

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県警察本部警務部会計課(契約係)

(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

(電話) 095-820-0110 内線2235

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第4号)により通知(原則として郵送)する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年3月31日までとする。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第5号)を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書(様式第6号)を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。

(2) 会社分割制度(商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号))による会社分割により組織の変更が生じたとき。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当

該資格を取り消す。

- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。